

群馬県立繊維工業試験場

令和8年度「公募型共同研究事業」

募集のご案内

○募集期間

令和8年4月1日（水）～4月30日（木） 17時まで

○問合せ・申請先

群馬県立繊維工業試験場 技術支援係

所在地： 群馬県桐生市相生町5丁目46-1

電話： 0277-52-9950（代表）

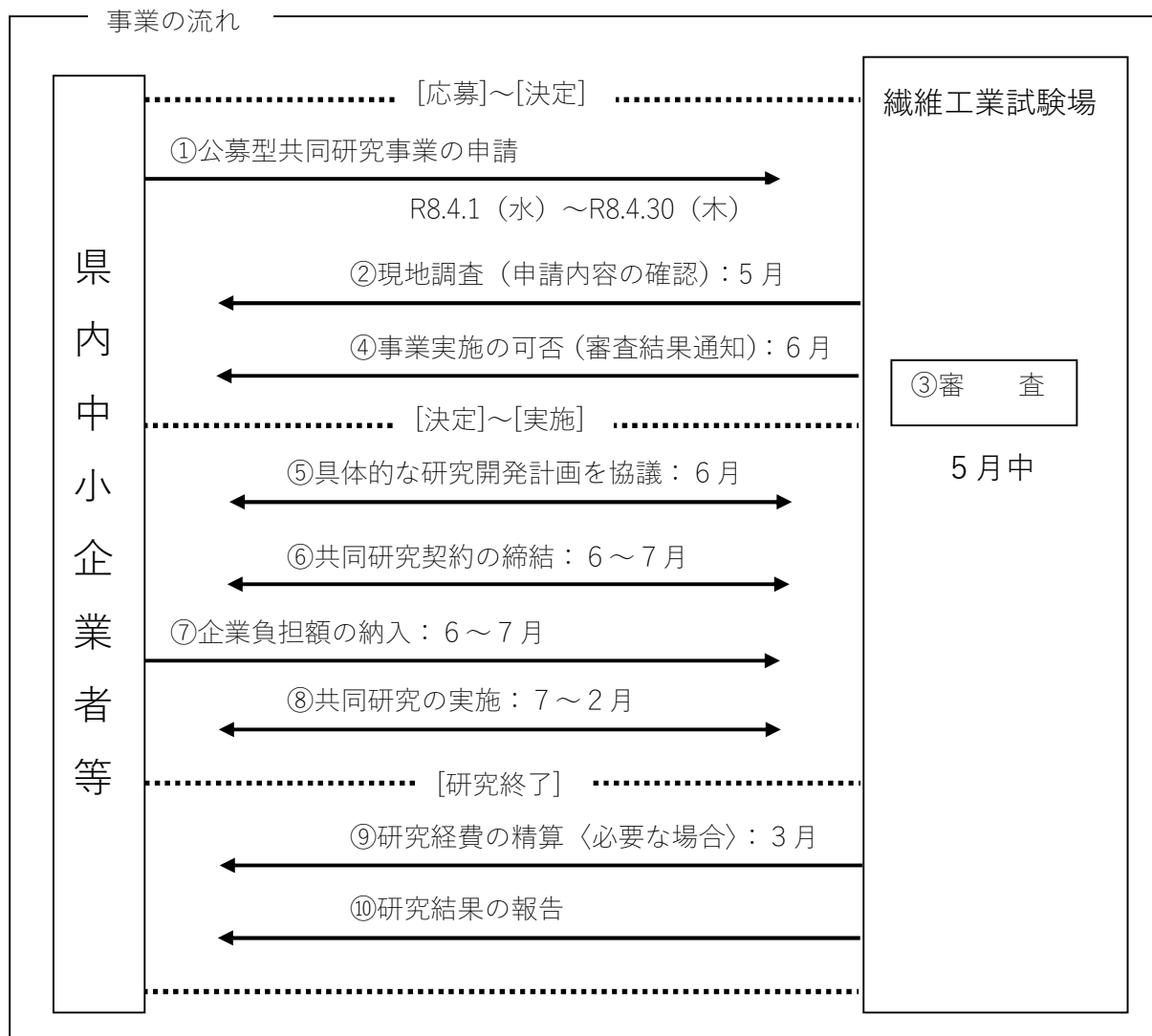
FAX： 0277-52-3890

1. 公募型共同研究事業の概略

1. 事業の概要

「公募型共同研究事業」は、県内の中小企業者等から製品開発テーマを公募して、地域企業の付加価値創出を目指し、企業と繊維工業試験場（以下「試験場」という。）の技術的な得意分野を持ち寄って、また、経費を出し合うことで、共同して製品開発や新技術開発に取り組む制度です。

- ※ 研究テーマ(製品開発テーマ)は、企業からの提案
- ※ 繊維工業試験場で対応できる研究テーマが対象
- ※ 付加価値とは、企業による事業の結果として生み出された製品・サービスなどの価値の中で、それぞれの企業がその活動自体から生み出し、付け加えた価値のこと



2. 留意事項

(1) 事業の目的・対象

- ① 企業と試験場がそれぞれの得意分野を分担して、共同で製品開発を目指します。
- ② 研究の目標は、地域企業の付加価値創出を目指した「製品サンプルの完成」や「新技術の開発」です。

※「製品サンプル」：試作品の作製や新製品の实用化に結びついたものです。

※「付加価値」：企業による事業の結果として生み出された製品・サービスなどの価値の中で、それぞれの会社がその活動自体から生み出し、付け加えた価値のことです。

※事業の対象とならないテーマ

- ・企業単独で実施可能であり試験場との共同研究を必要としないもの
- ・試験場で対応することが極めて困難なもの
- ・目標が製品サンプルの完成や新技術の開発でない研究内容のもの
- ・群馬県立群馬産業技術センターの公募型共同研究事業との同一テーマでの応募によるもの

(2) 事業の特徴

- ① 企業から研究テーマ（製品開発テーマ）を募集し、企業と県が原則 1/2 ずつ経費を負担して、共同研究を実施します。
- ② 試験場職員の人件費は、研究経費に含まれません。
職員が業務として共同研究に参画します。
- ③ 研究経費で取得した物件は、原則として県が所有します。

(3) 審査のポイント

事業実施の審査に当たって、以下の点をポイントに審査を行います。

- ・研究の実現可能性
- ・市場性と事業化・製品化の見込み
- ・研究時点に見込める成果
- ・試験場が共同研究を実施する意義 など

※具体的な研究テーマ(製品開発テーマ等)をお持ちの方は、事前に
繊維工業試験場までご相談ください。

II. 応募の要領

1. 対象事業者

県内に主たる事業所を有する中小企業者等
(中小企業者で構成される団体等も対象となります。)

※中小企業者とは

業 種	資本金・従業員
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（以下の業種を除く）	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小売業	5千万円以下又は50人以下

2. 研究経費

(1) 負担割合及び上限額

- ・研究経費の負担割合は、企業と県とで1/2 ずつ
- ・研究経費の上限は100万円
(上限額は、企業負担額：50万円、県負担額：50万円)

(2) 取扱い等

- ・事業実施に当たっては、研究経費の企業負担額を県に納入して頂きます。
- ・企業からの負担金と県の負担分を合計した研究経費について、全て試験場で責任をもって管理し、経費の支払い及び精算等を行います。

(3) 対象経費

費 目	内 容 等
①原材料費	・研究開発の目的である製品サンプルを構成する部品・機器等の原材料の購入に要する経費
②機械装置・ 工具器具費	・研究開発（試験研究、分析、計測、加工など）に必要となる機械装置・ 工具器具等の購入に要する経費
③消耗品費	・研究開発に必要となる物品・資材等の購入に要する経費で、①原材料 費と②機械装置・工具器具費に属さないもの
④外注加工費	・研究開発に必要となる部品や製品サンプル等の加工に要する経費で、 試験場及び共同研究企業での対応が不可能なもの (外注を要する内容に限る。)
⑤技術指導 受入費	・大学等の外部機関との連携により技術指導を受けるために要する経費 (原則として、大学、高専、公設試に限る。)
⑥旅費	・研究開発に必要となる試験場職員の出張に要する経費
⑦共通事務費	・研究開発に必要な事務経費（申請の際に、研究経費の総額の5%を共 通事務費とさせていただきます。)
⑧その他経費	・その他に研究開発に必要と判断される経費で、試験場長が特に必要と 認める経費

3. 申請手続き

(1) 募集期間

令和8年4月1日（水）～4月30日（木）17時（必着）

※郵送での受付は行いませんので、試験場まで持参してください。

(2) 申請書の提出先

群馬県立繊維工業試験場 技術支援係

所在地：桐生市相生町五丁目46-1

TEL：0277-52-9950(代)

(3) 提出書類

以下の①～⑦の申請書類を、各1部提出してください

◆事業実施申請書

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 公募型共同研究事業実施申請書 | 〔様式1〕 |
| ② 公募型共同研究計画書 | 〔別紙1〕 |
| ③ 公募型共同研究経費計算書（概算） | 〔別紙2〕 |
| ④ 公募型共同研究審査ポイント説明書 | 〔別紙3〕 |

◆添付書類

- | |
|---|
| ⑤ 履歴事項全部証明書（3カ月以内発行のもの、写し可）
※個人事業主の場合は、住民票（3カ月以内発行のもの、写し可） |
| ⑥ 決算書（直近1期分、半期決算の場合は2期分）
※個人事業主の場合は、所得税申告書の写し |
| ⑦ 県税の納付証明書（1ヶ月以内に発行されたもの）
※県税の滞納がないことを証明する書類（県内の県税事務所にて発行） |

4. 主な留意事項（共同研究契約の条項等）

(1) 企業負担額の納付時期

- ・共同研究契約を締結し、契約の成立と同時期となります。

(2) 研究経費の精算

- ・共同研究を終了後、研究経費の精算を行います。
- ・精算の結果、企業の負担すべき額が既に納入した研究経費に満たないときは、その差額を返還します。

(3) 成果の公表

- ・共同研究の成果を公表するときは、お互いの同意を必要とします。

(4) 取得した物品の所有権

- ・本事業に基づく研究経費を使って取得した物品の所有権は、経費の負担割合にかかわらず全て試験場（県）に帰属します。
- ・ただし、研究経費で取得した物品は、原則として県所有になりますが、作製した試作品等は、共同研究企業の希望に沿って、研究期間内に限り、貸与等を行います。

(5) 特許等の取り扱い（出願、実施等）

- ・本共同研究に基づく発明、考案等に関して、特許等の出願、実施等にあたっては、「群馬県立繊維工業試験場知的財産権取扱要領」に基づいて、共同出願契約や実施許諾契約を締結して行います。

【記載要領(1)】

様式 1

公募型共同研究事業実施申請書

令和 8 年〇月〇〇日

群馬県立群馬産業技術センター所長 あて

所在地：〇〇市〇〇町〇〇〇-〇
法人名：株式会社〇〇〇〇〇〇
代表者：代表取締役 〇〇〇〇
TEL：〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

群馬県立繊維工業試験場公募型共同研究事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記の研究を実施したいので申請します。

記

1 研究課題名	〇〇〇〇〇〇〇〇の開発
2 研究経費概算	1,000,000円

添付書類

別紙 1 公募型共同研究計画書

別紙 2 公募型共同研究経費計算書（概算）

○申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

□自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

※群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

また、群馬県警本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報は、本事業の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

【記載要領(2)】

別紙 1

公募型共同研究計画書

研究課題名	○○○○○○○○の開発		
申請者	株式会社○○○○○○		
	名称		
	所在地	○○市○○町○○○-○	
	資本金	1,000 万円	
	従業員数	○○人	
	事業内容	○○○業	
	創業年月	昭和○○年○○月	
	連絡先	TEL：○○○-○○○-○○○○ 担当：○○○○	
研究の目的	※研究テーマの目的を簡潔に記入		
研究内容（研究項目） と到達目標	（研究内容） ※研究内容を項目化して記入 （到達目標） ※項目ごとに到達目標を記入		
申請者の研究体制		氏名	部署役職名
	主任研究者	○○ ○○	△△△部 ××××
	開発参加者	○○ ○○	△△△部 ×××
共同研究希望理由	（理由） ※共同研究を希望する理由を記入 （希望共同研究者） ※具体的に氏名を記入 氏名が不明な場合は、希望する分野の研究者を記入		
事前調査又は 現在までの研究状況	※今回の研究にあたって行った事前調査や研究内容を記入 ex.市場規模、従来製品との差異（優位性）等		
本研究に係る 先行関連特許等	※今回の研究に係る先行特許の状況を記入		
本事業以外の開発助成 制度への申請状況	申請中 / 予定あり / 予定なし （いずれかに○） ※「申請中」または「予定あり」の場合、その名称、実施機関、開発 テーマ、採否決定時期を記入のこと。		
その他			

【記載要領(3)】

別紙2

公募型共同研究経費計算書（概算）

申請者	株式会社〇〇〇〇〇〇
研究課題名	〇〇〇〇〇〇〇の開発

区分	経費	積算内訳
原材料費	250	試作装置作製のための資材経費 糸代 150,000 円 加工剤等 100,000 円 ※製品サンプル（試作品）の原材料（部品・機器等を含む）の購入経費
機械装置・工具器具費	285	〇〇測定用機器 285,000 円 ※共同研究に必要な機器装置・工具器具等の購入経費
消耗品費	145	研究用〇〇試薬 70,000 円 研究用〇〇材 50,000 円 ガラス容器 25,000 円 ※原材料、機械装置、工具器具に属さないもの
外注加工費	280	〇〇の加工費 280,000 円 ※製品サンプル等の加工を外注する場合の経費
技術指導受入費		 ※外部機関から技術指導を受け入れるための経費
旅費		 ※共同研究に必要な出張旅費
その他経費		 ※その他、共同研究に必要な経費で、試験場長が特に認めるもの
共回事務経費	50	事務経費 ※共同研究に必要な事務経費で、研究経費合計額（A）の5%を計上
研究経費合計額（A）	1,000千円	
企業負担額	500千円 = (A) × 1/2	

様式 1

公募型共同研究事業実施申請書

令和 8 年 月 日

群馬県立群馬産業技術センター所長 あて

所在地：

法人名：

代表者：

T E L：

群馬県立繊維工業試験場公募型共同研究事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記の研究を実施したいので申請します。

記

1 研究課題名	
2 研究経費概算	

添付書類

別紙 1 公募型共同研究計画書

別紙 2 公募型共同研究経費計算書（概算）

○申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

□自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。

※群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

また、群馬県警本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報は、本事業の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

公募型共同研究計画書

研究課題名			
申請者			
名称			
所在地			
資本金			
従業員数			
事業内容			
創業年月			
連絡先			
研究の目的			
研究内容（研究項目） と到達目標	（研究内容） （到達目標）		
申請者の研究体制		氏名	部署役職名
	主任研究者		
	開発参加者		
共同研究希望理由	（理由） （希望共同研究者）		
事前調査又は 現在までの研究状況			
本研究に係る 先行関連特許等			
本事業以外の開発助成 制度への申請状況	申請中 / 予定あり / 予定なし （いずれかに○）		
その他			

公募型共同研究経費計算書（概算）

申請者	
研究課題名	

区分	経費	積算内訳
原材料費		
機械装置・工具器具費		
消耗品費		
外注加工費		
技術指導受入費		
旅費		
その他経費		
共回事務経費		事務経費 (研究経費合計額 (A) の 5%)
研究経費合計額 (A)	千円	
企業負担額	千円 = (A) × 1 / 2	

公募型共同研究審査ポイント説明書

申請者	
研究課題名	

審査基準	審査の観点	審査の観点から見た申請者アピール
計画性	・企業が計画している研究内容の手法、規模、体制等が適切である	
実現性	・研究完了後、早期に製品化の実現可能性がある	
発展性	・今後、外部資金研究等への発展や、特許出願等が期待できる	
市場性	・製品が一定の市場性等事業化の可能性が高い	
次世代性	・「医療・ヘルスケア産業」、「環境・新エネルギー産業」、「DX化」、「SDGs」に該当する研究である	